

静岡県告示第758号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月17日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
株式会社静岡 銀行	(略)	(略)	株式会社静岡 銀行	(略)	(略)
	山下支店	(略)		山下支店	(略)
	新居支店	湖西市新居町 浜名394番地の 1		新居支店	湖西市鷺津 5141番地 湖 西支店内
	雄踏支店	(略)		雄踏支店	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は令和2年11月2日から適用する。